平成２３年（フ）第９０号
熊本県八代市鏡町貝洲1610番地３
債務者　桑鶴　俊英
１　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第９１号
熊本県八代市鏡町貝洲1610番地３
債務者　桑鶴　尚子
１　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１１５９号
東京都武蔵野市吉祥寺北町３丁目５番９―408号ビバリーホームズ吉祥寺
債務者　中村　理一
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３５号
東京都立川市富士見町４丁目15番14号立川第２荘
債務者　伊藤　淳一
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２６３号
東京都八王子市寺田町600番地１グランドホーム八王子209号
債務者　伊藤　修二
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４８４号
横浜市旭区中希望が丘64番地19　イイノ・ピエタテール101号
債務者　野原　吉常
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６号
静岡県富士宮市外神1550番地の49
債務者　望月　　晃
１　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１４７号
静岡県富士宮市外神1550番地の49、前住所静岡県富士宮市小泉78番地の２　コーポラス神山ⅡＢ―302
債務者　望月美奈子
１　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５０号
石川県七尾市本府中町ニ部35番地１　信開ドムス本府中515号、従前の住所石川県七尾市作事町17番地　従前の住民票上の住所石川県七尾市万行町26部42番地３
債務者　佐藤　　孝
１　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月25日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２５３号
愛知県豊橋市西岩田６丁目１番地４　208、従前の住所愛知県豊川市穂ノ原１丁目１番地
債務者　山田　雅人
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２６４号
愛知県豊川市御津町御馬塩浜１番地28　ネクステージサンライズ102
債務者　松浦　亜樹
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４８１号
岡山市南区豊成３丁目３番18号
債務者　赤木　光明
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８２号
岡山市南区豊成３丁目３番18号
債務者　赤木　久子
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２１８２２号
東京都北区滝野川２丁目23―６―802
破産者　中村　卓司
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７７７号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社丸元
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９９号
東京都品川区平塚２丁目４―４―605
破産者　土谷　竜夫
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部